

平成 30 年度第 2 回外部監査委員会報告書

国立大学法人島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会規則（以下「外部委員会規則」という。）第 3 条に基づき、監査を実施したので、以下のとおり報告する。

日 時： 平成 31 年 3 月 8 日（金） 15 時 00 分～17 時 00 分
場 所： 島根大学医学部本部棟 4 階 第二会議室
監査委員： 中山健吾、中島健二、二國則昭、坂本達夫

1 病院機能評価（一般病院 3）・副機能（精神科病院）受審結果について

平成 30 年 11 月に受審した病院機能評価の受審結果について、資料に基づき説明を受け、以下のとおり確認や意見をした。

一 病院機能評価について

監査委員から、以前と比べると求められている事項や水準が高くなっている。診療に割く時間も厳しくなっているなか、対応も大変であったと思うが、医師として、第三者評価の位置づけをどの様に考えるかは大切である。命に関わる専門家という立場から、第三者評価をきちんと受けることは重要である旨の意見をした。

二 適応外使用について

監査委員から、1.5.4、“倫理・安全面などに配慮しながら、新たな診療・治療方法や技術を開発・導入している”で、「患者への説明がなされていない」とされたことについて質問した。

病院からは、適応外の使用であっても未承認新規医薬品の申請を要しないとしている場合があるが、使用にあたって、適応外の使用である旨の説明を、患者さんにしていなかったとされたものである旨の説明があった。

また、説明をしていなかった、あるいは説明をしてもカルテに記載がなかったということではないかと思うとされ、カルテへの記載が一番のエビデンスであるので適切に記入するように指導したいとされた。

三 説明と同意について

前記二に関連して、医薬品の禁忌使用について意見交換した。

監査委員から、病院として、患者さんに説明を要する場合、説明の方法、記録としての在り方等、あらかじめ取り決めておくよう意見した。

四 カルテ記載の方法

監査委員から、大学病院には多くの医師が勤務しているが、規則に沿った記載がされているのかをチェックしているか質問した。

また、大学病院への信頼は、一般病院・診療所のそれと比べはるかに高い。個人々々で違うものではなく、きちんとした様式を定めて作成して欲しい旨を意見した。

最後に、初期研修医に対しても、正確に記載する習慣がつくよう指導して欲しい旨を意見した。

五 口頭指示

監査委員から、口頭指示書の内容が不十分との指摘について質問した。

病院からは、記録用紙の様式には投与の方法、薬剤の規格等の記載欄がないため、内容が不明確であるとして指摘を受けたものである旨の説明があり、様式を改訂し

た旨の報告があった。

2 現場視察（患者相談窓口、入退院センター、ICU）

監査委員から下記の質問や意見を行った。

一 患者相談窓口

相談内容の種別、相談事例について質問した。

相談窓口がどこにあるのか、もう少し分かりやすく表示すること。職員を守るため、緊急の通報装置等の検討について意見した。

二 入退院センター

業務内容、流れについて質問した。

三 ICU

病棟配置薬の保管方法、数量管理について質問した。

平成 31 年 5 月 27 日

島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会

委員長 中山 健 吾